

# 事業承継の支援施策について

令和2年2月  
福井県産業労働部産業政策課

# 中小企業に対する主な事業承継支援施策（国、県）

## 補助金

※令和元年度の事業の内容です。令和2年度の事業については内容が変更になる場合があります。

### 事業承継補助金(国) **事業承継後の新たな取組を支援**

#### I型：後継者承継タイプ(親族承継など) ※H28.4.1～R1.12.31の間の承継が必要

[対象経費]設備費、店舗等借入費、原材料費、広報費 など

[補助率等]小規模企業者 2/3以内(上限200万円)、左記以外の者 1/2以内(上限150万円)

※既存事業の廃止等の事業転換を伴う場合、解体費・処分費等として補助額が上乘せ

#### II型：M&Aタイプ(第三者承継) ※H28.4.1～R1.12.31の間の承継が必要

[対象経費]設備費、店舗等借入費、原材料費、広報費 など

[補助率等]採択上位 2/3以内(上限600万円)、左記以外の者 1/2以内(上限450万円)

※既存事業の廃止等の事業転換を伴う場合、解体費・処分費等として補助額が上乘せ

### 事業承継円滑化補助金(県、(公財)ふくい産業支援センター) **事業承継前の事業改善、承継準備を支援**

#### 事業改善型 …親族等への承継に向けた事業改善を行う方を補助 ※助成後3年以内の承継が条件

[対象企業]代表者が満60歳以上の県内中小企業者

[対象経費]建物改装・設備導入等に伴う経費

[補助率等]2/3以内(上限300万円)

#### 承継準備型 …親族以外への承継準備に必要な企業価値の評価(売買価格の算定)を行う方を補助

[対象企業]代表者が満60歳以上の県内中小企業者、またはその企業の事業を引き継ぐ県内中小企業者

[対象経費]企業価値の評価に伴う経費

[補助率等]小規模企業者 2/3以内(上限20万円)、左記以外の者 1/2以内(上限150万円)

## 補助金（続き）

※令和元年度の事業の内容です。令和2年度の事業については内容が変更になる場合があります。

### 事業承継円滑化補助金（県、（公財）ふくい産業支援センター） **第三者承継時の初期費用を支援**

**事業創継・再編統合型** ※R元.8.1～R2.1.31の承継が条件

[対象企業] 代表者が満60歳以上かつ創業30年以上で、自社独自の技術等を用いて商品の製造等、サービスの提供を行っている県内小規模事業者の事業引継ぎを行った、または行う予定の以下のいずれかの者

- ① 満20歳以上満50歳未満の県内個人
- ② 代表者が満20歳以上満50歳未満の県内中小企業者
- ③ 県内中小製造業者（同じ産業分類の事業を引き継ぐ者に限る）
- ④ 近親者以外の方に代表者変更をした県内小規模事業者 など

[募集時期] R2.1.31まで

[対象経費] 建物改装・設備導入・設備承継・技術承継（先代経営者への顧問料）等に伴う経費

[補助率等] 2/3以内（上限300万円）、事業期間2年

### ふくいの老舗逸品承継発展補助金（県、（公財）ふくい産業支援センター） **老舗の後継者等の新たな取組を支援**

[対象企業] 以下のすべてを満たす県内小規模事業者

- ・創業50年以上
- ・独自の技術等を用いて商品の製造または製造販売を行っている者
- ・代表者または代表者の後継者が20歳以上50歳未満である者 など

[対象経費] 建物改装・設備導入等に伴う経費

[補助率等] 2/3以内（上限300万円）

# 中小企業に対する主な事業承継支援施策（国、県）

## 税制、融資

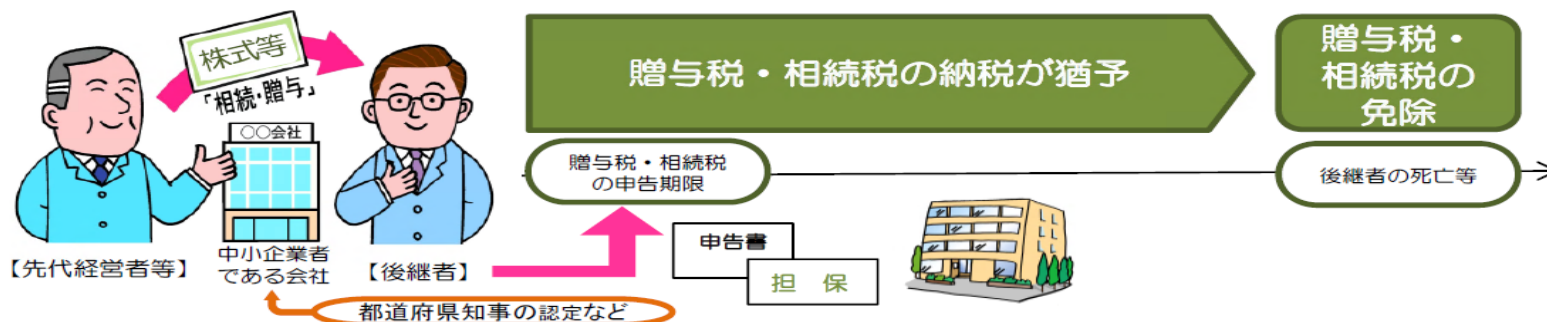
※令和元年度の事業の内容です。令和2年度の事業については内容が変更になる場合があります。

### 事業承継税制(国、県)

- ・平成31年4月から個人事業者も対象に(これまでは法人のみが対象)
- ・後継者が先代経営者から株式や事業用資産を相続・贈与された場合に、相続税・贈与税の納税が猶予される制度(県が認定)
- ・後継者が死亡した場合や、一定期間後に次の後継者へ承継した場合などは猶予されていた税額が免除

※制度改正から5年以内に県に特例承継計画を提出し、10年以内に承継を行う者は納税猶予が100%(承継時の納税負担がゼロ)

#### 【法人版事業承継税制の概要】



### 金融支援(国、県)

- ・代表者が代表者以外から株式を取得する場合などに、日本政策金融公庫の低利融資や信用保険法の特例が受けられる制度(県が認定)

### 事業承継支援資金〔制度融資〕(県)

- ・株式や事業用資産の取得資金などを供給

〔融資限度〕1億5千万円(親族承継の場合は8千万円) 〔融資期間〕15年以内(親族承継の場合は10年以内)

〔融資利率〕【10年以下】保証付き1.00%以下、保証なし1.30%以下 【10年超】保証付き1.40%以下、保証なし1.70%以下

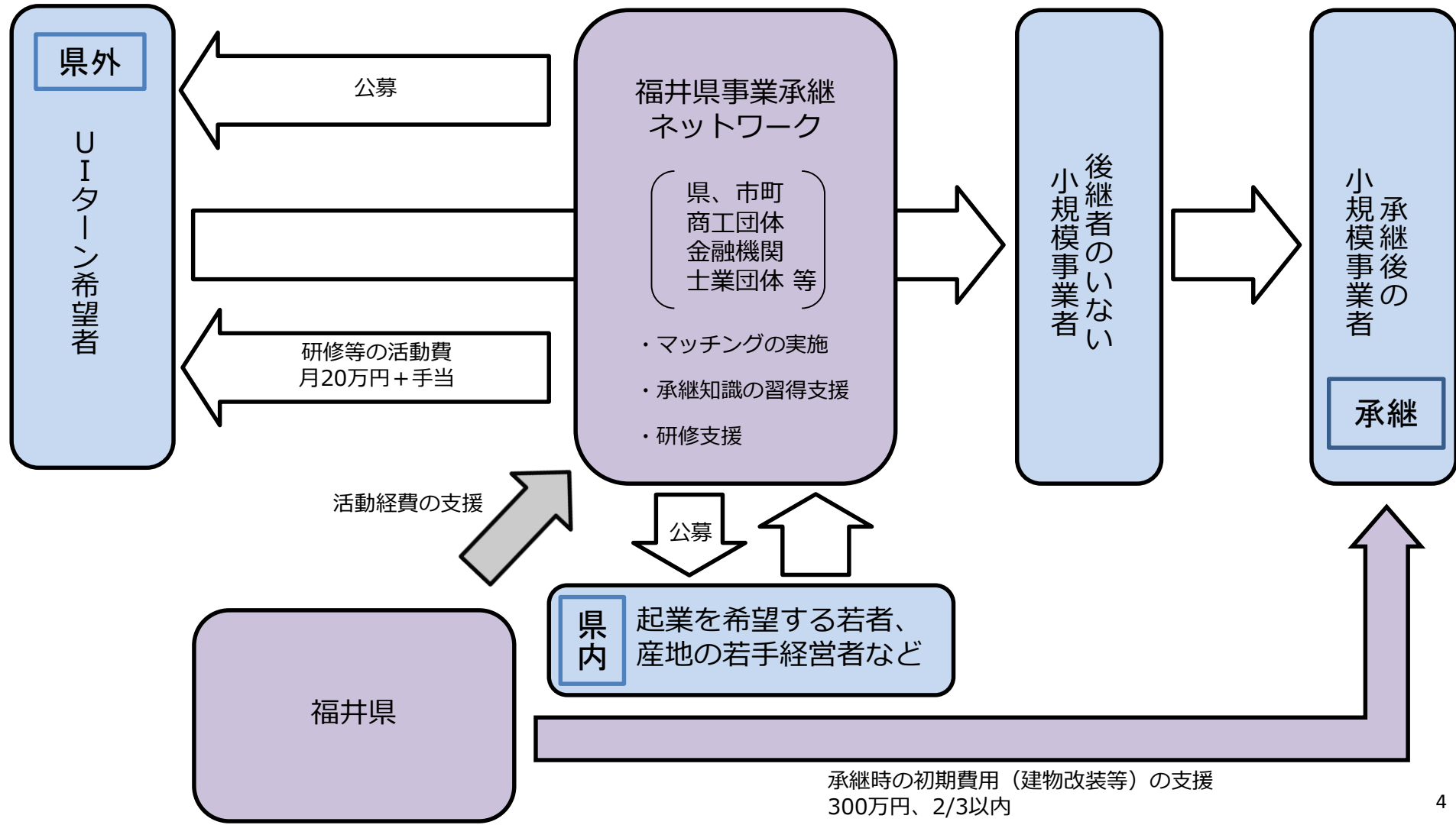
〔保証料率〕0.35～1.70%

※県の認定を受けた方や認定支援機関の支援により策定した事業承継計画を進める方などは保証料1/2を補給

# 後継者全国公募プロジェクト ※令和元年度の事業の内容です。

令和2年度の事業については内容が変更になる場合があります。

- ・後継者のいない小規模事業者の後継者を全国から公募。福井県事業承継ネットワークにおいて、企業での研修等を支援。県は、UIターン希望者に対して研修等の活動費を支給(後継者全国公募プロジェクト)
- ・企業での研修後のUIターン希望者や、起業する若者、生産の維持拡大を図るものづくり企業などが、後継者のいない企業を引き継ぐ場合に、承継時の初期費用(建物改装等)を支援(事業創継・再編統合型補助金)



※令和2年度から始まる新しい事業承継の支援施策です。

# 事業承継時の経営者保証解除に向けた支援スキーム

経営者保証がネックで事業承継に課題を抱える中小企業

相談・支援申請

【相談受付/書類確認】事業承継ネットワーク事務局※

※令和元年度補正予算 プッシュ型事業承継支援高度化事業委託先

経営者保証コーディネーターが、『事業承継時判断材料チェックシート』\*に基づく確認を実施し、その結果に基づく今後の取組みをアドバイス

【チェック内容】経営者保証解除の可否の判断に資する情報の整理・見える化 \*全国一律のチェックシートを作成

チェックシートをクリアできない場合

(希望する場合には) 既存の支援制度を活用し、チェックシート充足に向けた改善計画策定\*

改善に取り組みのうえ、再度チェックへ

チェックシートをクリアした場合

本事業の派遣専門家\*が支援の下、チェック結果、提出書類等を共有し金融機関と目線合わせを支援するとともに、その後の対応をアドバイス

\*本事業で登録する派遣専門家の活用を検討

保証解除

保証解除不可

支援終了

必要に応じて

代替的な手法の検討

希望する場合

事業承継特別保証の活用  
or コベンツ付き融資等

金融機関、事業者等が連携して改善計画を策定し、取組み

※ 点線内は既存支援施策での対応を想定

# 経営者保証を不要とする新たな信用保証制度（事業承継特別保証制度）

名称	事業承継特別保証制度
申込人資格要件	<p>次の（１）かつ（２）に該当する中小企業者</p> <p>（１） 3年以内に事業承継（＝代表者交代等）を予定する「事業承継計画」（※）を有する法人 又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、承継日から3年を経過していないもの ※信用保証協会所定の書式による計画書が必要</p> <p>（２） 次の①から④の全ての要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①資産超過であること</li> <li>②返済緩和中ではないこと</li> <li>③EBITDA有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））10倍以内</li> <li>④ 法人と経営者の分離がなされていること</li> </ul>
申込方法	与信取引のある金融機関経由に限る
保証限度額等	2.8億円（うち無担保80百万円） 責任共有制度（8割保証）の対象
保証期間	【一括返済の場合】1年以内、【分割返済の場合】10年以内（据置期間1年以内）
対象資金	事業承継時までに必要な事業資金 既存のプロパー借入金（保証人あり）の本制度による借り換えも可能 （ただし、令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る）
保証料率	0.45%～1.90% 【経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、0.20%～1.15%に大幅軽減】

県においても新しい制度融資の創設を要求中  
 保証料の1/2を補給

## 相談全般

**事業承継にかかる相談全般(補助金や税制、経営者保証解除等の相談も含む)**

福井県事業承継ネットワーク事務局((公財)ふくい産業支援センター) 電話:0776-67-7422

## 補助金

**事業承継補助金(国)**

事業承継補助金事務局 電話:03-6264-2684 HP:<https://www.shokei-hojo.jp/>

**事業承継円滑化補助金など(県、(公財)ふくい産業支援センター)**

ふくい産業支援センター資金・販路支援部 電話:0776-67-7406 HP:<http://www.fisc.jp/subsidy/>

県産業政策課小規模企業応援室 電話:0776-20-0367

## 税制、融資

**事業承継税制(国、県)**

県産業政策課小規模企業応援室 電話:0776-20-0367 HP:<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sansei/enkatukahou.html>

**制度融資(県)**

県産業政策課金融グループ 電話:0776-20-0373 HP:<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sansei/jigyousyoukei.html>